

特別記事…慶應義塾大学法学部法学研究所講演会

「地域主権改革」のゆくえと地方自治の課題

解題

法学研究所長 山本 爲三郎

昨年（二〇一二年）一〇月二四日（水）、三田北館ホールで、片山善博法学部教授による『「地域主権改革」のゆくえと地方自治の課題』と題する講演会を開催した。昨年度第三回目の法学研究所主催講演会である。今日、地方自治に関するさまざまな改革論が主張されている。身近で重要なテーマである。もともと、

大きな問題から具体的な課題まで幅が広いせい、全体像を見渡したうえでの共通認識が形成されにくかったように思われる。そこで、この分野の理論的にも実

践的にも最先端の専門家である片山教授に、地域主権改革の分析をお願いした。

片山教授は、旧自治省に入省された後、鳥取県で改革派知事として手腕を発揮され、二〇〇七年からはわが法学部の専任教授として教育・研究に携わられる一方、菅内閣で総務大臣を二期務められるというように、一貫して地方自治に取り組んでこられた。その間、『地域間交流が外交を変える―鳥取―朝鮮半島の「ある試み」』（共著、光文社）、『災害復興とそのミッシヨ

ン―復興と憲法』(共著、クリエイツかもがわ)、『市民社会と地方自治』(慶應義塾大学出版会)や『日本を診る』(岩波書店)などの著書、論文を発表され、また、地方制度調査会副会長、中央教育審議会委員、日弁連市民会議議長や行政刷新会議議員など要職を歴任されている。このように、名実ともに地方自治論の学界、実務界における第一人者である。

講演当日は、塾内外の大学生や大学院生、会社員・会社役員、公務員、研究職、マスコミ関係者など多分野、多数の聴衆が北館ホールを埋めた。講演内容は次に掲載されているが、論理的に整理されながら、文献資料からだけではうかがい知れない生の政策決定過程につき多数の実例を挙げて、問題点を明白に指摘し論じておられた。まさに片山教授が講演者だったからこそその内容であつたといえよう。講演後の質疑応答では、「居眠り自治体」や若者の政治参画の意義についての話をされた。

一八時三〇分から二〇時過ぎまでのご講演と質疑応答は、会場を知的興奮で満杯にただけでなく、歴史的証言としても大変貴重だといえるであろう。片山教

授に御礼申し上げるとともに、質問者を含む聴衆の方々の真摯な参加姿勢に敬意を表したいと思う。